

## 沖縄県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金のしおり

奨励金の貸与決定を受けた人は、毎月14,000円が貸与されます。



貸与を受ける条件は、次の①～⑤の全てにあてはまる人となります。

仕事を辞めた、住所が変わった、学校を休学または退学する予定があるなど、申請した時と生活の変化がある場合は、すぐに学校へ連絡してください。

### 〈修学奨励費の対象者〉

- ①県内にある高等学校の定時制・通信制の在学者または広域の通信制在学者で県内に住所がある人
- ②高校に通いながら働いている人
  - ※転職して仕事先が変更になるのはOK。正職員にかかわらず、アルバイトでも毎月働いていることが条件です。
  - ※貸与期間中に仕事を辞める場合は、打ち切りになります。多くもらった場合は、返さなければいけません。
- ③経済的に困っている人
- ④日本学生支援機構、沖縄県国際交流・人材育成財団から奨学金貸与を受けていない人
- ⑤年間18単位の以上の単位数を履修し、4年以内で卒業可能な人

## 1 貸与後に必要な手続きについて

### (1) 就労状況の確認

貸与後は、働いている状況を確認しますので、決められた日までに、学校へ次の書類を提出してください。

#### ○就労状況証明書または給与証明書等

※転職をしている場合は、その全ての職業の就労証明書を提出する必要があります。

### (2) 修学奨励金の返還

上の枠内の①～⑤に該当しなくなった場合や退学する場合は、貸与は打ち切りになり、修学奨励金を返さないといけません。その場合は、15日以内に、次の書類を学校に提出してください。

#### ○修学奨励借用証書(第6号様式)

#### ○修学奨励金返還明細書(第7号様式)

※第6号も第7号も、連帯保証人の記入欄がありますので、連帯保証人にも記載をお願いして下さい。

### ◆休学した場合の扱い◆

休学した場合は、貸与の打ち切りではなく、その期間は貸与休止となります。

### (3) 修学奨励金返還の「猶予」と「免除」

上の枠内の①～⑤に該当しなくなった場合や退学する場合は、貸与は打ち切りになり、修学奨励金を返さないといけません。状況によっては、「猶予（返還時期を先に延ばすこと）」や「免除（返す義務がなくなる）」を受けることができます。

#### 〈猶予を受けることができる人〉

- ・ 定時制または通信制課程に在学している人
- ・ 高等学校（定時制、通信制以外）や高等専門学校、大学に在学する人
- ・ 災害、疾病その他やむを得ない理由があると認められる人

※上記に該当する期間はすぐに返還する必要はありませんので、「**修学奨励金返還債務履行猶予申請書（第8号様式）**」を学校へ提出してください。

（例）1年生の時に貸与を受け、2・3年生で貸与を受けていない場合も、届出により、すぐに返す必要がなくなります。

#### 〈免除を受けることができる人〉

- ・ 定時制または通信制課程を卒業した人
- ・ 死亡、又は心身障害等のため返還できない人

※上記に該当する人は、「**修学奨励金返還債務免除申請書（第10号様式）**」を学校へ提出してください。

この修学奨励金は、働きながら、定時制や通信制高校に通う皆さんを応援する制度です。高校を卒業し、上記の手続きをすれば、返す必要がありません。卒業を目標に、仕事と勉強の両立をがんばりましょう。

### (4) 申請時と状況の変化があった場合

変化があった場合は、学校へ次の書類を早めに提出してください。

・ 連帯保証人の変更	<b>連帯保証人変更届（第4号様式）</b>
・ 本人や連帯保証人の住所、氏名の変更	<b>異動届（第5号様式）</b>
・ 休学、復学、転学及び退学	
・ 貸与を受けることを辞退するとき	
・ 仕事を辞めた場合	
・ 財団から奨学金の貸与を受けたとき	
・ その他変更があったとき	

※注意事項もありますので、「申請時点と変化があった時に提出する書類一覧」もご覧ください。

## 2 進級した場合の手続きについて

この奨学金の貸与は、申請した年度限りですので、進級後も続けて貸与を受けたい場合は、毎年夏頃に募集がありますので、毎年申し込んで下さい。

## 申請時点と変化があった時に提出する書類一覧

申請時点と変化があった場合は、次の書類を15日以内に学校へ提出してください。

変更内容	提出書類	注意事項
① 連帯保証人の変更	連帯保証人変更届(第4号様式)	
② 住所、氏名の変更	異動届(第5号様式)	※連帯保証人の住所、氏名が変わったときも提出
③ 休学、復学したい	異動届(第5号様式)	※早めに学校へ相談、連絡をする
④ 仕事を辞めたい、辞めた(高校は続けている)	異動届(第5号様式) 修学奨励金返還債務履行猶予申請書(第8号様式)	異動届・猶予申請⇒打ち切り・在学中は返還猶予その後、卒業すれば返還免除退学した場合は、返還手続き
⑤ 日本学生支援機構、沖縄県国際交流・人材育成財団から奨学金の貸与を受ける	異動届(第5号様式) 修学奨励金返還債務履行猶予申請書(第8号様式)	異動届・猶予申請⇒打ち切り・在学中は返還猶予その後、卒業すれば返還免除退学した場合は、返還手続き
⑥ 奨学金を受けるのを辞めた	異動届(第5号様式) 修学奨励金返還債務履行猶予申請書(第8号様式)	異動届・猶予申請⇒打ち切り・在学中は返還猶予その後、卒業すれば返還免除退学した場合は、返還手続き
⑦ 高校を退学したい、退学した	異動届(第5号様式) 修学奨励金貸付証書(第6号様式) 修学奨励金返済明細書(第7号様式)	※速やかに学校へ相談、連絡をし、手続きして下さい。 貸与された就学奨励金は全額返還になります。

※④～⑥は奨学金の打ち切りとなりますが、学校を卒業することで返還が免除されます。

### 〈免除手続き〉

修学奨励金返還債務免除申請書(第10号様式)を卒業決定後に提出する。

### 〈返還手続き〉

修学奨励金貸付証書(第6号様式)と修学奨励金返済明細書(第7号様式)を提出する。

※連帯保証人が記載する欄があるので、連帯保証人に記載をお願いする。